

茨城県「核燃料等取扱税」の新設（更新）について

1. 核燃料等取扱税新設（更新）の理由 [茨城県協議書抜粋]

昭和 53 年 10 月に法定外普通税として核燃料税を創設，その後 3 度にわたって更新を行い，また，平成 11 年 4 月にその内容を拡充した核燃料等取扱税を創設し，平成 16 年 4 月に税率引き上げ及び新たに「放射性廃棄物の保管」に対し課税することとした第 1 回目の更新を，平成 21 年 4 月に税率引き上げ及び新たに「高放射性廃液の保管」に対し課税することなどを内容とした第 2 回目の更新を，さらには平成 26 年 4 月に税率引上げ及び新たに「原子炉の設置」，「使用済燃料の保管」及び「プルトニウムの保管」に対し課税すること等を内容とした第 3 回目の更新を行い，これらの税収を原子力事業に係る安全対策の充実や地域振興等，原子力施設の立地に伴う財政需要に対応するための財源として積極的に活用してきたところであります。

原子力施設の立地に伴う財政上の措置としては，発電用施設の立地促進を図るために設けられた電源三法に基づく交付金制度があり，一定の効果を上げているものの，当該制度のみで，すべての財政需要に対応することはできない状況にあります。

このような状況から，本県では，他道県の動向や原子力発電所及び使用済燃料再処理施設が稼働していないこと等の各原子力事業者の状況を踏まえるとともに，税収の安定的確保及び地域住民の安全の一層の確保の観点から，核燃料等取扱税を新設（更新）しようとするものであります。

2. 核燃料等取扱税の概要

課税団体	茨城県
税目名	核燃料等取扱税（法定外普通税）
課税客体	①原子炉の設置 ②核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の保管 ⑤高放射性廃液の保管 ⑥ガラス固化体の保管 ⑦プルトニウムの保管 ⑧放射性廃棄物の発生 ⑨放射性廃棄物の保管
課税標準	①原子炉の熱出力 ②挿入された核燃料の価額 ③課税期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④課税期間内において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤課税期間内において保管する高放射性廃液の数量 ⑥課税期間内において保管するガラス固化体に係る容器の数量 ⑦課税期間内の12月31日において保管するプルトニウムの重量 ⑧課税期間内において容器への封入等が行われた放射性廃棄物に係る当該容器の容量 ⑨課税期間内において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量
納税義務者	①～② 原子炉設置者 ③～⑥ 再処理事業者 ⑦～⑨ 原子力事業者
税率	①30,500円／千kw（3ヶ月） ②100分の8.5 ③60,100円／kg ④1,500円／kg ⑤1,594,000円／m ³ ⑥1,219,000円／本 ⑦5,100円／kg ⑧106,000円／m ³ ⑨5,100円／m ³
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）1,228 百万円
非課税事項	国及び県並びに国立大学法人に対しては、本税を課さない。
徴税費用見込額	約 16 万円
課税を行う期間	5 年間（平成 3 1 年 4 月 1 日～平成 3 6 年 3 月 3 1 日）

3. 同意要件との関係

核燃料等取扱税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

① 課税標準

発電所に対する税としては、電源開発促進税（国税）があるが、核燃料等取扱税の課税標準は「原子炉の熱出力」、「挿入された核燃料の価額」、「再処理施設に受け入れられた、又は保管される使用済燃料に係るウランの重量」、「再処理施設で保管される高放射性廃液の数量、ガラス固化体の容器の数量、プルトニウムの重量」及び「加工施設等で発生した、又は保管される放射性廃棄物が封入された容器の容量」であり、一方、電源開発促進税は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

② 住民の負担

本件条例による税負担については、ほとんどを特定納税義務者が占めるが、特定納税義務者である日本原子力発電は、年間売上高1,135億円の企業であり、同じく特定納税義務者である日本原子力研究開発機構は、経常収益1,615億円の国立研究開発法人である一方、本件条例による負担は日本原子力発電が約4億円、日本原子力研究開発機構が約8億円であり、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。なお、特定納税義務者2者以外の納税義務者である各企業においても、本件条例による負担は売上規模に対して著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。

また、仮に核燃料等取扱税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、標準家庭1世帯当たり0.5円/月と見込まれ、今回の更新によって、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となるとは認められないと考えられる。

(2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること

核燃料等取扱税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえ、地方団体間の物の流通に重大な障害を与えるものとは認められないと考えられる。

(3) (1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。茨城県核燃料等取扱税は、茨城県における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

以上により、今回更新を予定している核燃料等取扱税については、地方税法第 261 条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。